

令和 7 年度東濃地域自動運転推進コンソーシアム運営業務  
仕様書

令和 7 年 4 月

東濃地域自動運転推進協議会

(恵那市 まちづくり企画部 企画課)

## 1 業務名

令和7年度東濃地域自動運転推進コンソーシアム運営業務

## 2 履行場所

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び下呂市

## 3 業務の目的

本業務は、既存の公共交通サービスにおける運転手不足や高齢化などの地域交通課題を解決し、高齢者を中心とした住民の移動手段を確保するため、公共交通におけるレベル4自動運転移動サービスを導入するに当たり、東濃地域自動運転推進協議会（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び下呂市。以下「協議会」という。）と共同実施団体で設置する東濃地域自動運転推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の共同実施団体の決定とその運営業務全般を当該共同体に委託するものである。

## 4 履行期間

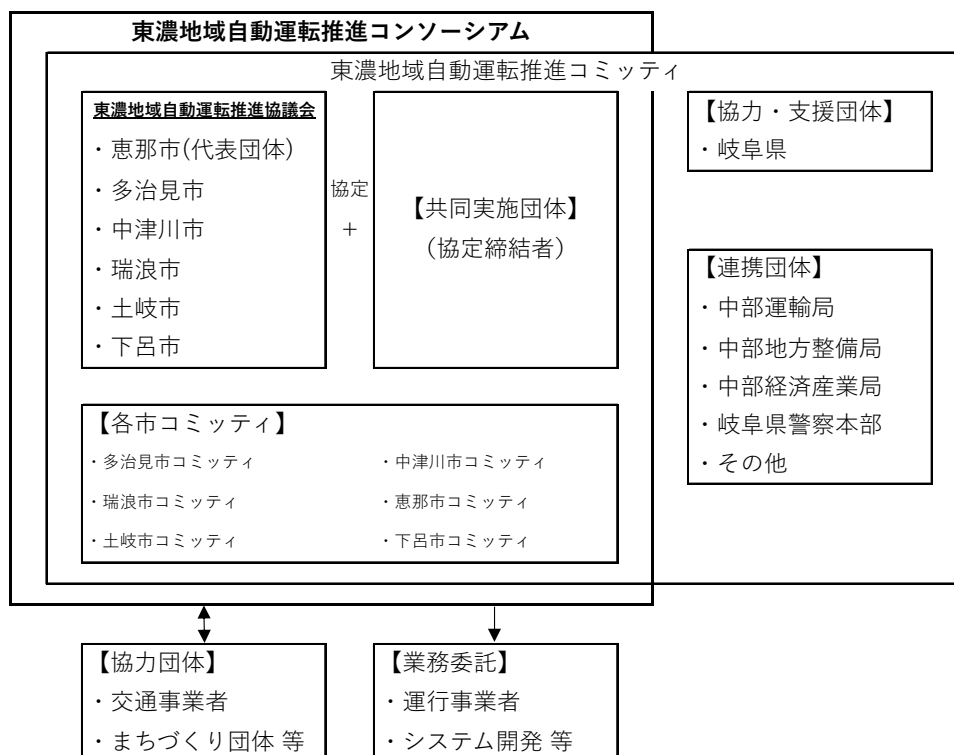
契約締結日から令和8年3月31日まで

## 5 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。

### （1）コンソーシアムへの参画

コンソーシアムに参画し、会議全般の運営（会議への案内、会議資料の作成等）を行う。コンソーシアムの構成は次のとおりとする。



- (2) コンソーシアム及び関係機関で構成する東濃地域自動運転導入推進委員会の会議の開催及び運営（全体会議：3回、各市会議：必要に応じて6回程度）
- (3) コンソーシアムの会計業務  
コンソーシアムの運営に係る以下の会計事務を行う。
- (ア) 会計帳簿の作成・管理
  - (イ) 予算執行管理
  - (ウ) 帳簿及び証憑書類の整備
  - (エ) 決算報告書の作成
  - (オ) 資金管理（歳入・歳出）
- (4) 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等に基づく業務
- ア 申請書類の作成・提出
- (ア) 応募申請書、事業計画書、経費明細書などの作成
  - (イ) 提出書類の不備確認及び修正対応
- イ 審査対応
- (ア) 審査過程で必要な追加資料や説明文書の作成
  - (イ) 審査機関からの問い合わせ対応
- ウ 交付決定の手続  
交付申請書及び必要な添付資料（見積書、図面など）の作成・提出
- エ 実績報告と補助金受領手続
- (ア) 実績報告書や効果報告書の作成・提出
  - (イ) 経費エビデンス（領収書、写真など）の整理及び提出代行
  - (ウ) 補助金額確定通知後の請求手続
- オ その他地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る業務
- (5) 自動運転実証実験の実施
- ア 以下の箇所において実証実験を行う。

|   | 市    | ルート                       | 導入車両                    | 運行日数  | 備考                                                    |
|---|------|---------------------------|-------------------------|-------|-------------------------------------------------------|
| 1 | 多治見市 | ホワイトタウン（団地）<br>外周周回（約5km） | 小型・中型自動EVバス（定員10～15名程度） | 3週間程度 |                                                       |
| 2 | 中津川市 | 神坂スマートIC～馬籠宿（約3km）        | 中型自動EVバス試験車両（定員15名程度）   | 1週間程度 | 自動運転導入の可能性を多角的に評価するため通信環境評価、リスクアセス、自己位置シミュレーション等の調査実施 |
| 3 | 瑞浪市  | 瑞浪駅～瑞浪市役所往復（約2km）         | 中型自動バス（定員15名以上）         | 2週間程度 |                                                       |

|   |     |                       |                         |       |                     |
|---|-----|-----------------------|-------------------------|-------|---------------------|
| 4 | 恵那市 | 明知鉄道岩村駅～岩村城下町往復（約4km） | 小型自動EVバス（定員10名程度）       | 2週間程度 |                     |
| 5 | 土岐市 | 土岐市駅～土岐市役所往復（約2km）    | 小型自動EVバス（定員10名程度）       | 2週間程度 | 市役所敷地内でのレベル4運行を実施予定 |
| 6 | 下呂市 | 下呂駅～下呂温泉病院往復（約5km）    | 小型・中型自動EVバス（定員10～15名程度） | 2週間程度 |                     |

#### イ 関係機関との事前協議・地域住民等への説明

- （ア） 自動運転実証実験の準備として、関係機関との協議を行い必要な申請及び書類の作成等を行う。
- （イ） 協議会と連携して地域住民や各種団体、地域バス事業者等への事前の周知、説明会等を実施する。

#### ウ 広報資料の作成・体験乗車の募集等

- （ア） 広報資料（ホームページ掲載資料、チラシ、看板等）の作成及び必要な数を用意する。
- （イ） 体験乗車の募集等を行う。

#### エ 体験試乗会・視察の受入れに対する支援

- （ア） 各市が実施する関係機関向け体験試乗会の運営支援を行う。
- （イ） 全国からの視察の受入れに対し、各市と連携して対応する。

#### オ 走行車両のラッピング

各市の希望に応じて、自動運転走行車両のラッピングその他装飾を実施すること。

#### カ 車両及びドライバーの確保

実証実験に向けた準備期間中において、車両の種類に応じ、法令に基づき運転に必要とされる運転免許、運行許可等の資格を有しているドライバーを確保する。

#### キ 社外ドライバーへの研修

実証運行に対応する社外ドライバーへの研修を行い、自動運転車両を公道で安全に走行できるようにする。

#### ク 遠隔監視の対応

自動運転車両の運行状況をリアルタイムで監視し、異常時には迅速に対応する。

#### ケ 公道での走行及び車両運行に係る事前準備

本業務を行うに当たり、以下を満たすよう車両の整備や体制構築を行う。また、実証実験の実施に当たり、必要な3Dマッピング、安全運転シミュレーションツール等の準備を行う。

- （ア） 歩行者や障害物（駐車車両、工事現場等）を検知・判断して、自動停止又は自動回避ができる。
- （イ） 設定した目的地に向け、加減速や右左折、車線変更を自動で行うことができる。
- （ウ） 実証実験実施エリアまでの安全かつ経済的車両運搬ルートの設定と車両の管理を行う。
- （エ） EV車両を使用する場合は、充電設備を設置する。

#### コ 警察・運輸局等自動運転実証実験に必要な手続等

- (ア) 基準緩和申請書の作成、提出及び打合わせ
- (イ) 道路許可申請書の作成、提出及び打合わせ
- (ウ) 路上審査、公道審査の対応
- (エ) その他自動運転実証実験に必要な関係機関との調整及び許可申請

#### サ 人員配置と安全対策

- (ア) 実証実験に際して必要な人員の確保及び配置（運行実施、道路の安全対策等警備員、アンケート調査実施、遠隔監視等）をすること。
- (イ) 緊急時に備えた管理体制、対応マニュアルを備えるとともに、事故等発生した場合は迅速に対応すること。
- (ウ) 車両事故等に備え、準備開始から走行調査終了までの期間中、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなど、適切な賠償能力を確保すること。

#### シ リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントを実施し、その実施内容や分析結果等を書面にて報告する。

また、リスクアセスメントの結果を踏まえた今後の改善策等についても報告する。

#### ス インフラ連携の必要性の検証

自動運転を確実にやり、自動運転レベル4に向けた課題及び対策を抽出するため、以下のインフラ連携の検証を行うものとする。

- (ア) 信号連携又は路車協調システム等の必要性の検証
- (イ) 雨天時でも自動運転が可能となるレーザーやライダー等のシステム機器の車両への装備や、自己位置推定の精度不良が想定されるエリアについて、LiDAR 高反射性塗料等による自己位置推定の冗長化など、自動運転の実証運行を補完するための取組や工夫等の検証

#### セ ガイドラインの遵守

実証調査は、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成28年5月警察庁策定）に即して実施すること。なお、自動運転の実証調査に係る制度等が更新、策定された場合には、当該新制度に即して実施すること。

#### ソ 体制構築

上記の業務内容を基に、車両メーカー、運行主体となる交通事業者等関係者を選定し、実証実験が可能な体制を構築する。

#### (6) 自動運転車両利用者向けアプリの開発

以下の機能・要件を含むアプリを開発する。

- (ア) 予約登録  
出発地、目的地、希望日時を入力して予約可能  
利用者情報（名前、連絡先）の登録・管理
- (イ) リアルタイム情報提供  
車両の現在位置、到着予定時刻の表示  
残席数や料金の事前提示
- (ウ) 予約変更・キャンセル  
予約内容の変更やキャンセルが可能
- (エ) 通知機能  
配車完了通知、車両到着通知、遅延情報のプッシュ通知
- (オ) リアルタイムデータ連携  
車両位置情報（GPS）と予約情報を統合

(カ) 配車最適化

複数台運行時の効率的な配車アルゴリズム

(キ) 運行状況モニタリング

管理者用ダッシュボードで予約状況や運行状況を可視化

(ク) 予約一覧表示

日別・時間別の予約状況を一覧で表示

(ケ) 利用者管理

ユーザー情報（利用履歴、支払い履歴）の管理

(コ) レポート作成

月次・年次の利用状況レポート作成機能

(サ) アプリケーション要件

- ・対応 OS: iOS 14 以上、Android 10 以上
- ・多言語対応（日本語、英語など）
- ・オフライン時にも一部機能が利用可能

(シ) サーバー要件

- ・クラウド環境での運用（AWS、Azure など）
- ・データベース: 利用者情報、予約情報、運行データを格納

(ス) セキュリティ要件

- ・SSL/TLS による通信暗号化
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準拠したデータ管理

(7) アンケート調査の実施・徴収・集計

ア 実証運行において実施するアンケート調査として、自動運転利用者に対し行うアンケートの実施、徴収及び集計に対応する。（タブレットや二次元コード等のデジタル手法による対応でも可）

イ 対象ルートにおける地域住民・観光客等のアンケートを行い、徴収及び集計に対応する。

ウ 令和 6 年度に各市が行ったアンケート調査を基に社会受容性の検証を行う。

(8) 地域住民の理解促進・社会受容性の醸成

一般市民等を対象にニーズや課題の把握、社会的受容性の醸成を行っていくため、説明会の開催、自動運転車両による疑似体験モニター調査等や情報発信を実施する。

(9) ロードマップの進行管理及びレベル 4 運行に向けた調査業務

ア 各市が整備したロードマップの活用及び進行管理

イ 令和 6 年度の各市の調査業務等の課題に対する対応策の検討

ウ レベル 4 運行に向けた以下の項目の調査の実施

|         |      |               |
|---------|------|---------------|
| 多治見市    | 基礎調査 | ホワイトタウン団地内部   |
| 中津川市    | 基礎調査 | 神坂スマート IC→馬籠宿 |
| 瑞浪市・土岐市 | 基礎調査 | 公立東濃中部医療センター  |

(10) 効果検証の実施

実証実験により自動運転モビリティ導入における課題や効果を把握し、本格運行実施に向けた計画の検討を行うための参考となるよう、技術面や運用面において効果検証を行う。

(11) 進捗状況の報告

ア 定期的（月 1 回程度）に状況報告書を作成し、補助事業の実施状況や成果、課題

等を書面にて報告する。

イ 必要に応じ開催する、本業務の成果を報告する成果報告会に参加をするとともに、報告資料を作成する。

(12) 検討結果の取りまとめ、報告書の作成

一連のリスクアセスメント及び事業モデル検討の結果報告書を作成する。

6 業務の進め方、業務期間

(1) 業務に先立ち業務内容、実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、協議会の承認を得て業務を実施すること。

(2) 5（4）の業務については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等、国が規定するスケジュールに合わせ、実施をすること。

7 人員配置計画

(1) 受託者は、円滑な業務遂行のため、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、協議会との連絡調整を行うこと。

(2) 事業の目的を迅速に達成し、かつ、事業を効果的なものとするため、必要な人材を確保し、適切な運営体制とすること。

(3) 専任の担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

8 業務成果

(1) 成果品

ア 業務報告書

イ 電子データ一式

ウ ロードマップ

エ 予約システム用スマートフォンアプリ（iOS/Android 対応）

オ その他、自動運転の社会実装に資するもの

別途、協議会と協議して必要な情報の抽出や分析結果の提供を行うこと。

(2) 成果品の帰属

成果品は全て協議会に帰属することとし、受託者は委託者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

(3) 本業務の進め方

ア 本業務の進め方については、協議会と協議を行うこと。

イ 本業務の仕様書に定めない事項が生じた場合並びに業務内容等に疑義を生じた場合は、速やかに協議会と協議し、その指示を受けるものとする。

ウ 月1回程度、事業の実施状況や成果、課題等を記載した状況報告書を作成し、協議会に提出すること。その他、業務の進捗状況を把握するため資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

エ 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び下呂市の各市関係者と綿密な連絡や調整を行えるよう体制を整えること。連絡や調整に必要な資料の作成を行うこと。

9 著作権等の取扱い

本事業において使用する写真、デザイン、成果物等の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）及びその他の権利

については、協議会に帰属し、二次利用を可能とする。なお、協議会が利用するに当たり、第三者から権利侵害等の主張を受けた場合、受託者は自己の責任と費用において当該紛争を解決し、協議会に一切の損害を及ぼさないものとする。

#### 10 報告及び検査

協議会は必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

#### 11 情報セキュリティの確保

本事業の履行に当たり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、各市の情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行うこと。

#### 12 個人情報の保護

受託者は、本事業の履行にあたり、知り得た協議会の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき適正に管理し、履行期間中はもとより、履行期間後においても第三者に漏洩してはならない。このことについては、再委託先も同様とする。

#### 13 損害賠償

受託者は、本事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、賠償の責を負うこと。

#### 14 その他

- (1) 第三者への再委託が効率的、効果的であると認められる場合は、業務の一部を第三者に再委託することができる。受注者は業務の一部を再委託する場合、書面により契約関係を明確にしておくとともに、適切な指導及び管理をし、業務を履行しなければならない。
- (2) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、協議会と受託者双方で協議のうえ、これを実施するものとする。
- (3) 他に行っている業務と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、業務終了後5年間保管すること。
- (4) 本契約において受託者は委託者に対し、いかなる名目による前払金の請求も行えないものとする。
- (5) 本業務は、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」の採択事業であるため、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理すること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、協議会と十分に協議すること。